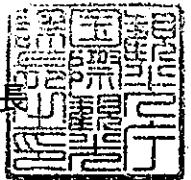


観 国 観 52 号
令和 2 年 8 月 4 日

中華人民共和国訪日観光客
受入旅行会社連絡協議会 会長

観光庁国際観光部国際観光課長



中国国民訪日観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の指定に係る
当面の取扱いについて（新型コロナウイルス関連）

今般、新型コロナウイルス感染症のため中国を含む各国からのインバウンドが著しく減少し、本邦旅行会社によるインバウンド業務の実施が困難となっていることを踏まえ、標記の指定基準のうち「過去の実績」については、当面の間、下記のとおり取扱うものとする。

記

1. 内容

インバウンド業務取扱いの「過去の実績」については、申請日までの過去 1 年間に加えて、2020 年 1 月 27 日までの 1 年間の実績も含むことが出来るものとする。

2. 実施期間

2020 年 8 月 4 日から当面の間

【参考】中華人民共和国国民訪日観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の指定基準
(抜粋)

<過去の実績>

8. 過去1年間に概ね250人以上のインバウンド業務を取り扱った実績があり、かつ、中国からのインバウンド業務の実績もあること。又は、過去1年間に概ね100人以上の中国（香港、台湾を除く。）からのインバウンド業務の実績があること。

なお、個人観光旅行の取扱いのみを予定している場合にあっては、過去1年間のインバウンド業務取扱実績が概ね50人以上（中国を含む。）、又は、過去1年間の中国（香港、台湾を除く。）からのインバウンド業務取扱実績が概ね20人以上であってインバウンド政策推進の上で取扱旅行会社としての指定が不可欠であるとの地方公共団体の推薦があること。